

令和2年9月2日

第102回 神戸市個人情報保護審議会

特別定額給付金申請情報の
国勢調査への利用について

(企画調整局)

神福政第 8 4 3 号

令和 2 年 8 月 2 8 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

特別定額給付金申請情報の国勢調査への利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局政策課

特別定額給付金申請情報の国勢調査への利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

特別定額給付金事業進捗管理システムに登録されている者の下記情報
ただし、上記システムに登録されている者のうち DV 対象の者は除く

記

【特別定額給付金事業進捗管理システム登録情報】

- ・ 申請者番号
- ・ 世帯番号
- ・ 住記個人番号
- ・ 氏名
- ・ 住基住所
- ・ 住基方書
- ・ 送付先住所
- ・ 送付先方書
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 続柄
- ・ 給付状況

(申請書用紙の返戻の有無、申請者本人からの住所変更申出の有無、給付金申請の有無など)

特別定額給付金申請情報の国勢調査への利用について

1. 趣旨

国勢調査において、調査対象の正確な捕捉、記入不備の調査票の補記、聞き取り調査票（国勢調査令第9条第2項*）の作成のため、前回の第101回神戸市個人情報保護審議会に諮問し、本市の各部局が管理する個人情報（水道使用者情報、校務支援システム登録情報、市営住宅総合管理システム登録情報）を利用することについて、ご承認をいただいているところである。

これに加え、さらに国勢調査の精度の向上を図るため、今般実施された「特別定額給付金事業」の申請情報を追加して利用しようとするものである。

根拠法令 統計法第5条第1項

総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計を作成しなければならない。

*国勢調査令第9条第2項

世帯員不在等の事由により前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、国勢調査員等が当該世帯の世帯員以外の者に質問し、これに基づいて調査票に記入する方法により国勢調査を行うことができる。

2. データ利用方法

(1) データの流れ

- ① 企画課職員は、行政データ（特別定額給付金申請情報（特別定額給付金事業進捗管理システム登録情報）を含む。以下同じ。）を管理する各所管課の執務室を訪問し、それぞれの業務システムより抽出した個人情報を、持参したPC統合管理システム制御下にある事務処理用PC(*1)で、全庁ファイルサーバ(*2)内のプロジェクトフォルダへ保存する。
- ② 企画課職員は①で保存した個人情報をそれぞれ結合し、又は住所情報を庁内GIS（地理情報システム）にて位置情報に変換したうえで地図へ落とし込み、効率的に確認する。編集後の個人情報も同様に全庁ファイルサーバのプロジェクトフォルダへ保存する。
- ③ 企画課職員は事務処理用PCを使用して全庁ファイルサーバ内の情報を検索のうえ、閲覧し、聞き取り調査票データの作成と調査票の補記を行う。

- ④ 聞き取り調査票データ(*3)は、LGWAN 回線を通じて事務処理用 PC で総務省のシステムへ送信する。

- ※1 類型答申「PC 統合管理システム登録パーソナルコンピュータでの事務処理用ソフトウェアの使用」
- ※2 類型答申「全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子計算機処理」
- ※3 条例第 35 条第 1 項の規定により、統計法第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報については、条例の規定を適用しない。

(2) 利用効果

① 調査対象の捕捉

行政データから調査対象の所在を確認し、調査票の配布及び回収漏れを防止する。

② 聞き取り調査の実施

調査員が空き家と判断した住居及び調査票未提出世帯は、行政データによる居住状況確認をもって聞き取り調査とし、統計調査の精度向上を図る。

③ 調査票の補記

国の事務処理通知に基づき調査票の補記を行う際に、電子データによる検索・閲覧をすることで作業効率の向上を図る。

特別定額給付金申請情報（特別定額給付金事業進捗管理システム登録情報）を利用することで、調査対象の方々のより実態に近い居住の状況を把握することができ、調査精度の向上が期待できる。

3. 処理件数

- ・特別定額給付金事業進捗管理システム登録情報 約 76 万件

(参考)

- ・水道利用者情報 約 81 万件
- ・校務支援システム登録情報 約 11 万件
- ・市営住宅総合管理システム登録情報 約 5 万件
- ・住民基本台帳情報 約 162 万件

4. スケジュール

令和2年10月1日 調査期日（午前0時現在を基準）

10月上旬 各所管課より個人情報の提供を受け、全庁ファイルサーバに保存。

10月上旬～11月中旬頃

企画課において個人情報の編集。

11月下旬～令和3年2月中旬

企画課において情報閲覧のうえ聞き取り調査票の作成、補記作業、要計表入力。

令和3年2月下旬 総務省に調査票、要計表を提出

5. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① PC統合管理システム導入端末機を使用し、IDカード（職員証）による個人認証及びパスワード設定を行う。
- ② 当該システム導入端末機には、コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入したPC統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

- ① 端末機は、未使用時は常に施錠管理する。
- ② 端末機のパスワードは、十分な長さとし文字列は想像しにくいものにする。
- ③ データを保存した全庁ファイルサーバ内のプロジェクトフォルダの閲覧は、企画課の当該業務に従事する職員に限定する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑤ 端末機内のデータ、及び、全庁ファイルサーバ内のプロジェクトフォルダに保存したデータは、保存年限を経過した後速やかに消去する。
- ⑥ 個人情報の適切な取り扱いを確保するために、セキュリティに関するマニュアルを整備し、関係職員に対して必要な指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

■ 特別定額給付金申請情報の国勢調査への利用について

